

令和4年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年3月7日(月) 午前10時01分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
議第18号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第19号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定について
議第20号 市有財産の譲与について
議第21号 市有財産の譲与について
議第22号 市有財産の譲与について
議第42号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算(第2号)
議第43号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)
議第7号 令和4年度村上市土地取得特別会計予算
議第8号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員(7名)
 - 1番 渡 辺 昌 君 2番 木 村 貞 雄 君
 - 3番 本 間 善 和 君 4番 高 田 晃 君
 - 5番 佐 藤 重 陽 君 7番 河 村 幸 雄 君
 - 8番 小 杉 武 仁 君
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(4名)
上 村 正 朗 君 菅 井 晋 一 君 富 樫 雅 男 君
大 滝 国 吉 君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
副 市 長 忠 聡 君
総 務 課 長 東海林 豊 君
同 課 参 事 小 川 智 也 君
同課総務管理室係長 本 保 敦 志 君
同課情報化推進室長 川 崎 健 一 君
企 画 財 政 課 長 大 滝 敏 文 君
同課企画政策室長 田 中 和 仁 君
同課企画政策室副参事 田 村 政 和 君
同課契約検査室長 立 花 強 君
同課財務管理室長 榎 本 治 生 君
同課財務管理室係長 鈴 木 郁 君
同課財務管理室係長 鍋 倉 直 也 君
自 治 振 興 課 長 板 垣 敏 幸 君

同課自治振興室長	佐藤克也君
同課公共交通係主査	小野寺みき君
会計管理者会計課長	菅原明君
消 防 長	佐藤正弥君
消防本部総務課長	小林精司君
消防本部庶務係長	田村善浩君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
監査委員事務局次長	東海林肇君
選挙管理委員会事務局次長	齋藤正栄君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	加藤誠一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	齋藤一浩君

10 議会事務局職員

局 長	長谷部 俊 一
次 長	内 山 治 夫

(午前10時01分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とし、担当課長(企画財政課長 大滝敏文君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 それでは、議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。村上市辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。総合整備計画書の辺地であるけれども、こちらは高根辺地であって、人口及び世帯数、面積はこちら計画書に記載のとおりである。整備しようとする公共施設であるが、市道高根3102号線他消雪用河川取水施設整備事業であって、高根川から消雪用施設への取水施設を整備するものである。整備の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3か年である。事業費の総額だが、1億124万3,000円、財源内訳といたしては、一般財源のうち辺地対策事業債予定額1億120万円を予定している。説明は以上だ。

(質 疑)

渡辺 昌 高根川から消雪用の取水をするということのだけれども、取水した水はどのように消雪されるのか教えてください。

企画財政課長 消雪パイプに流す水というふうなことで集落内の消雪パイプがあるが、そちらに活用するものである。

渡辺 昌 大分前のことなので、曖昧な情報しかないのだけれども、自分の住んでいる集落で新しく消雪パイプ敷設して、水の確保ということで、なかなか地下水の関係もあつ

て、近くの河川から取った水を消雪パイプに使ったのだけれども、結局水温が低くて雪が消えないということで、実際どのくらい河川の水を使ったかどうか分からないのだけれども、結果それやめて、今現在は地下水を使っているのだけれども、そういう水温の関係で効果がないか、効果が低い可能性もあるのだけれども、その辺のところは検討されたか。

企画財政課長 渡辺 昌 すみません。そこまでの詳細については、私把握していない。
実際そういうこともあるので、もう少しその辺の、取水すること自体は別にいいのだけれども、使い方もうちょっと検討しないと、思ったより効果が現れない可能性もあるので、検討が必要だと思うけれども。

企画財政課長 木村 貞雄 所管課に今のご意見話ししておきたいと思う。
関連でお聞きするけれども、この辺地債、神林地区の河内地区か、該当にならないということなのだけれども、今人口何名なのか。

企画財政課長 本間 善和 46人ということで、50人を下回るとエリアとして該当にならないということである。
企画財政課長、取水する河川が2級河川ということで、多分これ県の管理の河川だと思う。当然これ計画出すにはそれなりの協議を行って、今年の予算で2,200万円余りの調査費という格好で計上されているけれども、確かに渡辺委員言ったことが、山北でもやったのだ。担当課のほうにちょっとお話ししていただければと思うのだけれども、取水の表流水、地下水ではなく、流れてくる水を採取して雪解けに使うと。山熊田という集落で実際やったことある。やはり水温が低いということが非常にネックになるのだよね、水はあるのだけれども。そういうことから、大量の水を流さなければならなかったと、解かすにはという経験があるので、できれば今年の2,200万円の調査費という、これは担当課が別だけれども、その中でそういう調査というものは十分行った上、実施していただきたいと、そういうことを付け加えてお願いしたいと思う。

企画財政課長 令和4年度の設計委託料等に地質調査等の業務委託料、こちら計上されている。それもそのほか揚水ポンプの設計もあって約2,250万円、この予算が上がっているので、当然今委員おっしゃったようなことも踏まえてこの事業に当たっていくものと思っているし、なお担当にも伝えておきたいと思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 おはようございます。議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合される改正が行われることに伴って、村上市個人情報保護条例において、これらの法律を引用している条項の規定の置き換えなど、所要の改正を行うものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第18号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 佐藤正弥君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 本案は、村上市消防手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものである。火薬類取締法についてであるが、平成22年4月1日に火薬類取締法の煙火の消費に関する許認可、花火であるが、それを部分移譲を受けていた。それを令和4年4月1日に新潟県から全面移譲をするものだ。これにより、火薬類取締法施行細則を4月1日施行で全面改正し、消費許可等の申請手数料の項目を新たに設けるため、村上市消防手数料条例を一部改正するものである。金額については別表のとおりだ。以上だ。

(質 疑)

渡 辺 昌 県から市のほうにこれが移譲される理由というか、背景みたいなのがあったら教えてください。

消 防 長 これは、今までこの火薬類取締法に限らず、消防分野以外にも行政改革の一環として、新潟県から各地方自治体に移譲を進めているというお勧めメニューという形で県から紹介されたものを、できる範囲内で受けるという経過である。

渡 辺 昌 これ市で行うことによって、どういう今までと変化があるわけなのか。

消 防 長 事務については、火薬類取締法に基づく今本市でこれに該当するものの事業所は5事業所ある。それを許認可あるいは立入検査ということで実施するものであるが、本市における効果としては、その際の手数料が入ることかと考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第19号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 板垣敏幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

自治振興課長 おはようございます。議第19号は、村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定である。本案は、北中集落自治会において新たに集会施設が建設されたことに伴い、北中生活改善センターを廃止するとともに、温出地域農村研修センター、府屋駅前ふれあいセンター、小俣集落センターの3施設については令和4年7月1日をもって地元関係地縁団体に移譲することといたした。これに伴い、条例で管理すべき集会施設がなくなることから、本条例を廃止するものである。以上だ。

(質疑)

本間 善和 課長、これで全部なくなったということで、条例の廃止も一緒にという格好になってくると思うのだけれども、これまで計画的に自治会に移管してきたという経緯の中で、よく区長さんからのお話で、移管されたのだけれども、維持管理していくのは今度区長さんになるわけなのだけれども、そういう中での諸問題みたいなものは耳に入るようなことはあるか。参考にもしあれば聞かせてください。

自治振興課長 私のほうで直接区長さんのほうからご意見、ご要望等を受けたことはないが、以前からのお話というふうなことの中で、やはり維持管理の部分において当初から、移譲する前から維持管理については集落のほうに指定管理という形をお願いをしていたので、何らそこについては変わる部分ではないが、施設を総合的に管理していくというふうなことで責任が当然そこに伴ってくるというふうな部分の中において集落の負担というか、そういう部分が出てくるというふうなことで、財政的な部分だとか、そういう部分については何ら変わるものではない。改めて集落が自分たちのほうの施設というふうなことで、きちんと管理していただけるようになるものというふうに考えている。

本間 善和 続けて、関連なのだけれども、今も集落のこういう施設、修繕とか建て替えとかいろいろ維持していくには起きてくると思うのだけれども、参考に現在の補助の内容、支援の仕方というのをもしお聞かせ願えれば、再度大変恐縮だが、お願いしたいと思う。

自治振興課長 集会施設については、集落集会施設の整備事業ということで市の補助事業がある。こちらのほうについては、メニューのほうが様々あって、大きく分けると9項目ほどあって、新築、改築に対する補助、それから増築に対する補助、それから主要部分の構造部の改修をする大規模改修、それから環境改善改修ということで下水道接続とかトイレの改修事業等の事業、それから屋根のふき替え工事、このようなものがある。そのほかに最近多いのが空調設備、エアコンの設置、これも環境整備事業ということである。そのほかにバリアフリー改修ということで段差改修、スロープ、手すり等の設置事業、最後に耐震改修ということで耐震改修に係る費用、これらの事業を行う場合、市のほうで補助、それぞれ補助率それから上限額については詳細、

細かいところあるので、今申し上げないが、このような市の補助制度がある。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第20号 市有財産の譲与について、議第21号 市有財産の譲与について及び議第22号 市有財産の譲与についての3議案を一括議題とし、担当課長（企画財政課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 それでは、議第20号から議第22号までの市有財産の譲与についてである。議第20号から議第22号までの3議案については、いずれも自治会の集会所、集落センターなどを関係地縁団体に譲与するものである。最初に、議第20号は、温出地域農村研修センターを関係地縁団体である温出集落自治会に、次に議第21号は府屋駅前ふれあいセンターを府屋駅前通自治会に、議第22号については小俣集落センターを小俣自治会にそれぞれ譲与するものである。譲与年月日については、いずれも令和4年4月1日である。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第20号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第20号討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第21号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第21号討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第22号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第22号討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第42号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(企画財政課長 大滝敏文君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 それでは、議第42号であるが、令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算(第2号)についてである。歳入歳出予算の総額から496万2,000円を減額し、予算の規模を15万円にしようとするものである。今回の補正は、本年度取得予定としていた都市計画道路整備事業の南中央線用地について、地権者とこれまで交渉してまいったが、年度内の取得の見込みがないことから、今年度予算についてはこのたびの補正により減額とするものである。7、8Pを御覧ください。歳入で第2款1項1目土地開発基金の借入金で496万2,000円を減額し、次の9、10Pを御覧ください。歳出で第1款1項1目土地取得費で土地購入費を歳入と同額の496万2,000円を減額するものである。説明は以上だ。

(質 疑)

高田 晃 今回の説明だと、南中央線用地買収、地権者との交渉がちょっと難航しているということだが、今年度は間に合わないの、これ減額補正しているけれども、今後はどんな感じか。

企画財政課長 今年度地権者と用地交渉しているが、来年度については取得できる見込みだというふうに都市計画課からは聞いていて、また次の令和4年度の当初予算にも、その取得費について計上してある。以上である。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第43号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第43号は、令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてである。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,050万円を減額し、予算の規模を3億370万円にしようとするものである。このたびの補正予算については、朝日地域内で予定をされていた国道7号道路改良事業に伴って、その支障移転工事であるが、これが実施しないことになったということによるものであって、歳入については7P、8Pにある3款繰入金の一般会計繰入金2,050万円を、歳出においては予算書の9P、10Pにある1款1項2目施設管理費の朝日地区施設維持管理経費で工事請負費2,050万円をそれぞれ減額しようというものである。以上だ。

（質 疑）

木村 貞雄 ちょっと聞き取れなかったのだけれども、支障移転工事できないということは、道路改良そのものが遅れたということか。

総務 課長 これ高速道路の関係だと聞いているが、国道7号線の道路改良工事があるということで、それが道路改良工事そのものが先送りになったということであって、今年度はまず減額させていただいたと。来年度予算にもこれ今計上していないが、来年度もまだその箇所については実施予定がないということで、我々今現段階では聞いているので、その分を減額させていただいたということである。

渡辺 昌 ちなみに、場所というのは分かるか。

総務 課長 申し訳ない。具体的な場所を今ちょっと承知していない。朝日地内の国道ということでは聞いてたのだが、それ以上の場所は、すみません、今承知していなかった。今場所分かったので、申し訳ない、情報化推進室長のほうから代わって答えさせる。情報化推進室長 大変失礼した。今回見送りになった箇所については、大須戸地内の道路改良工事になる。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第7号 令和4年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（企画財政課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画財政課長 それでは、令和4年度予算書を御覧いただきたいと思う。予算書の233Pになる。それでは、議第7号 令和4年度村上市土地取得特別会計予算であるが、予算の総額は498万9,000円といたしている。234、235Pをお開きください。左側の初めに歳入であるけれども、第1款財産収入では第1項財産運用収入、土地開発基金運用収入2万5,000円、それから第2項財産売払収入では1,000円を項目計上いたしている。それから、第2款の土地開発基金借入金では、先ほどの議第42号の令和3年度土地取得特別会計補正予算（第2号）でご説明申し上げたとおり、都市計画道路南中央

線用地取得について、令和3年度中に取得ができないことから、令和4年度に改めて496万2,000円を計上しているものである。第3款諸収入は、雑入に1,000円を項目計上いたした。続いて、右側のページであるが、歳出だ。第1款財産取得費496万2,000円を、第2款諸支出金では第1項土地開発基金費で、こちらが土地開発基金利子積立金といたして2万5,000円を、それから第2項の土地開発基金償還金及びその下、予備費であるが、こちらについてはそれぞれ1,000円を項目計上いたしている。なお、令和4年度末の土地開発基金の基金残高の見込みであるけれども、合計で3億2,518万1,540円になる見込みであって、その内訳といたしては現金分で9,392万1,367円、土地貸付分で2億3,126万173円となる見込みである。以上である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第7号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第8号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

それでは、議第8号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計予算についてご説明をいたす。予算書のほう、243Pをお開きいただきたいと思う。歳入歳出予算の総額は3億500万円で、前年度比マイナス3.2%、1,000万円の減となっている。次に、249P、250Pをお開きいただきたいと思う。初めに、歳入であるが、第1款分担金及び負担金の情報通信施設負担金は、前年度と同額の71万2,000円を見込んでいます。次に、第2款使用料及び手数料の1項1目情報通信施設使用料であるが、前年度比マイナス1.5%、78万9,000円減の5,156万1,000円を見込んだ。次に、3款1項1目一般会計繰入金は前年度比マイナス4.5%、1,051万1,000円減の2億2,272万3,000円を計上している。減となった主な要因であるが、山北地域の告知端末機の再レンタル、あるいは神林地域の情報センター機器の再リース、また工事請負費の減などによるものである。次に、5款1項1目雑入であるが、前年度比プラス4.5%、130万円増の3,000万2,000円を計上している。こちらはNTT東日本の契約回線数の増に伴って、光伝送路等の貸付料の増及び県道改良工事に伴う道路改良工事等の支障移転施設工事補償料の増によるものである。次のページをお開きいただきたいと思う。歳出である。1款1項1目総務費の一般管理費の説明欄1、情報通信事業一般管理経費であるが、前年度比マイナス25.2%、468万5,000円減の1,390万6,000円を計上している。昨年度計上いたした情報機器更改に係る調査のための測量設計委託料の減などにより、全体的に減となったものである。次に、情報通信事業職員人件費は2,100万4,000円で、担当職員3人分の人件費である。次、2目施設管理費で説明欄1、山北地区施設維持管理経費は前年度プラス17.6%、1,341万7,000円増の8,957万6,000円を計上してある。放送機器の更改に伴い、工事請負費が増となったことによ

るものである。次に、説明欄2、朝日地区施設維持管理経費は、前年度比マイナス15%、1,518万5,000円減の8,615万5,000円を計上している。国道改修工事に係る支障移転工事が減となったことによるものである。次に、説明欄3、神林地区施設維持管理経費は、前年度比マイナス0.4%、30万4,000円減の8,601万5,000円となっている。情報センター機器の再リースにより、リース料が大幅に減となっているが、施設の修繕料を増額計上したことなどによって昨年度並みの予算となっている。次に、2款公債費では前年度に比較し、元金で5万7,000円の増、利子のほうで5万7,000円の減となっていて、公債費総額では前年度と同額の634万4,000円を計上している。以上である。

(質 疑)

- 木村 貞雄 歳入の道路改良工事等支障施設工事補償料の増えているのは、これは大須戸とは関係ないのか。
- 総務 課長 国道のほうについては、この補償金はない。ここに上がっているのは、県道の関係の移転に係るものが入ってくるということである。だから、大須戸は関係ない。
- 木村 貞雄 そこはどこか。
- 総務 課長 朝日地区の県道改良に係る補償料ということであるが、今これ見込みであるけれども、県道の鶴岡村上線、2か所を予定しているということである。
- 渡辺 昌 施設管理費なのだけでも、各地区の修繕料の中身って大体どんなものなのか。
- 総務 課長 個人の引込線だったり、よく風、雪の影響で切れたとか、そういう修繕が一番大きいということだが、毎年補正をお願いしているような状況であって、なるべく今計上可能な分までちょっと今年は増額したということである。
- 本間 善和 課長、朝日地区の維持管理経費の中に自主放送番組の制作業務委託料とか映画フィルム借上料とか、そういう項目が計上されているけれども、神林でも山北でも同じように見るものだから、1のほうの一般経費のほうに上げるべきでないのかななんて思ったのだけれども、額自体は別にして、3地区で皆さんが見ている経費なのに、朝日地区のところだけ突出してしまうみたいなので、いかがなものだろう。その検討したことあるか。
- 総務 課長 確かにそういうご意見も、今までちょっとそこまでは検討したことがなかったのだが、この放送の大本のセンター設備が朝日地区に設置してあって、そこから全て配信をしているという関係になっているものだから、機器の関係もあって、ここで一括しでずっと計上しているということである。
- 高田 晃 ちょっと参考に、告知端末の関係だけれども、ここに手数料で追加登録、あと登録削除というのがあるのだけれども、削除というのは要するに取り外してくれという意味か。どんな意味か、これ。
- 総務 課長 やめられたり、要はそういうことだ。やめた人というか、そちらのほうになる。
- 高田 晃 いるのだけれども、やめられたのではなくて、そこにおられる方の世帯の、亡くなったとか、そんなふうな関係なのかな、そうすると。それはいい。もう一点、今の告知端末の普及率というか、亡くなられて、削除するというのはいいのだけれども、新たに住宅が建っているところには100%ついているものか。申請なのであれだけれども、そういった普及率みたいなのは。
- 総務 課長 ほとんどの方が希望されて、つけていると思うけれども、100%ではないと思う。あくまでも最後はご本人ということになるので、でもほとんどはついていると思う。

高田 晃 ほとんどついている。調べたことはないと思うのだが、よく最近いろいろ回っていると、新しいお宅にたまに行くのだけれども、ついていないところが結構あるものだから、確かにこれ本人の申請希望というのだけれども、やっぱり災害時の安全対策のために、その辺のお願いとか、そういうのは何か広報しているのだったっけ。

総務 課長 それを取り上げて特別広報というのは、実際のところはやっていない。

高田 晃 普及率が分からないので、どれだけのご家庭に未設置なのかはあれだけれども、何か機会を捉えて、そういった普及にちょっと働きかけたほうがいいのではないかなと思うので、要望しておく。

総務 課長 以前に全員協議会でご説明もさせていただいたけれども、これ一般会計のほうになるが、令和4年度から新しいシステムのほうの設計も入るので、その際また各地区入っていくので、その中でまた丁寧に説明をしていきたいと考えている。

渡辺 昌 今新たに告知端末つけると、つける人が支払わなければならない金額ってどのくらいか。

総務 課長 情報施設の通信施設負担金ということで、5万920円をいただいている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

(午前10時49分)